

花巻市市民参画条例（素案）に関する

パブリックコメントを実施します

市では、市民の皆さんが主体的にまちづくりに参加するためのルールなどを具体的に定める、花巻市市民参画条例の制定を予定しています。

その素案についてパブリックコメントを実施し、市民の皆さんから広くご意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和5年5月10日（水）～令和5年6月8日（木）30日間

2 閲覧用資料

- (1) 花巻市市民参画条例（素案）
- (2) 【参考資料】花巻市市民参画条例施行規則（素案）
- (3) 【参考資料】市民参画の流れについての説明資料

3 条例（素案）の公表方法

花巻市役所地域づくり課、花巻市役所総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、花巻保健センター、生涯学園都市会館に備え付けるほか、市ホームページに掲載します。

4 意見の提出方法

①住所 ②氏名 ③電話番号 ④意見 を記入の上、郵送、ファクス、電子メール、持参のいずれかにより提出してください。

※様式は自由です。参考様式をご利用いただいてもかまいません。

※口頭や電話、匿名での意見は受付できません。

5 意見への回答

意見の概要と、意見に対する市の考え方は、個人情報に配慮した上で、市ホームページなどで公表します。

6 お問合せ・提出先

花巻市地域振興部地域づくり課市民協働係

〒025-8601 花巻市花城町9番30号

電話 0198-41-3514(直通)

ファクス 0198-22-6995

電子メール kyodo-danjo@city.hanamaki.iwate.jp